（その１）

収支報告書

平成30 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　にしおかひでここうえんかい

1 政治団体の名称　西岡秀子後援会

2 主たる事務所の所在地　長崎県長崎市新地町５－６

3 代表者の氏名　横山　哲夫

4 会計責任者の氏名　一ノ瀬　浩史

事務担当者の氏名　高瀬　千義

（電話）　095-821-2077

（電話）

（電話）

（電話）

受付 第 号 '01.5.31 長崎県選挙管理委員会

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	西岡　秀子
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	6,255,248
（前年からの繰越額）	280,248
（本年の収入額）	5,975,000
支　出　総　額	5,932,949
翌年への繰越額	322,299

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	1,500,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	2,000,000	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	3,500,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	3,500,000	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	事業収入	2,475,000	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	2,475,000	
	合計	2,475,000	

3

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	寄附	1,000,000	H30/1/5	長崎県長崎市館内町５－１６	西岡　秀子	
2	寄附	500,000	H30/2/5	長崎県長崎市館内町５－１６	西岡　秀子	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,500,000				
	その他の寄附	0				
	合　　計	1,500,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3.政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	西岡クラブ	500,000	H30/5/7	長崎県長崎市新地町5－6	西岡　秀子	
2	西岡クラブ	500,000	H30/8/15	長崎県長崎市新地町5－6	西岡　秀子	
3	西岡クラブ	500,000	H30/10/25	長崎県長崎市新地町5－6	西岡　秀子	
4	西岡クラブ	500,000	H30/11/15	長崎県長崎市新地町5－6	西岡　秀子	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	2,000,000				
	その他の寄附	0				
	合　　計	2,000,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	184,154	0	
(3) 備品・消耗品費	298,964	0	
(4) 事務所費	687,580	0	
小計	1,170,698	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	3,304,406	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,457,845	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	1,041,937	0	
イ 宣伝事業費	415,908	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	4,762,251	0	
合計	5,932,949		

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	1月分電気代	11,826	H30/1/31	九州電力㈱長崎営業所	長崎県長崎市城山町３－１９	希望の党長崎県衆議院第１選挙区支部と按分
2	2月分電気代	13,111	H30/2/27	九州電力㈱長崎営業所	長崎県長崎市城山町３－１９	希望の党長崎県衆議院第１選挙区支部と按分
3	5月分電気代	10,541	H30/5/28	九州電力㈱長崎営業所	長崎県長崎市城山町３－１９	
4	7月分電気代	10,912	H30/7/25	九州電力㈱長崎営業所	長崎県長崎市城山町３－１９	
5	8月分電気代	21,798	H30/8/30	九州電力㈱長崎営業所	長崎県長崎市城山町３－１９	
6	9月分電気代	18,404	H30/9/28	九州電力㈱長崎営業所	長崎県長崎市城山町３－１９	
7	10月分電気代	11,561	H30/10/26	九州電力㈱長崎営業所	長崎県長崎市城山町３－１９	
8	11月分電気代	11,171	H30/11/22	九州電力㈱長崎営業所	長崎県長崎市城山町３－１９	
9	12月分電気代	13,779	H30/12/26	九州電力㈱長崎営業所	長崎県長崎市城山町３－１９	
10						
11						
12						
	この頁の小計	123,103				
	その他の支出	61,051				
	合計	184,154				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	名刺代	13,500	H30/1/31	㈲出島印刷所	長崎県長崎市常磐町1-54	
2	封筒印刷代	11,880	H30/3/1	㈲出島印刷所	長崎県長崎市常磐町1-54	
3	事務所消耗品代（インク代）	11,389	H30/10/11	㈱ｴﾋﾞｽ堂	長崎県長崎市恵美須町6-14	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	36,769				
	その他の支出	262,195				
	合計	298,964				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	電話代(1月分)	11,426	H30/1/31	西日本電信電話㈱	石川県金沢市出羽町4-1NTT出羽町ﾋﾞﾙ	
2	電話代(2月分)	17,559	H30/2/26	西日本電信電話㈱	石川県金沢市出羽町4-1NTT出羽町ﾋﾞﾙ	
3	後納郵便（レタックス）	21,312	H30/2/26	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
4	切手代	32,800	H30/2/26	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
5	NHK受信料(H29年10月～H30年3月分)	13,680	H30/3/5	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
6	電話代(3月分)	18,643	H30/3/26	西日本電信電話㈱	石川県金沢市出羽町4-1NTT出羽町ﾋﾞﾙ	
7	後納郵便（レタックス）	27,232	H30/3/26	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
8	電話代(4月分)	14,626	H30/5/2	西日本電信電話㈱	石川県金沢市出羽町4-1NTT出羽町ﾋﾞﾙ	
9	後納郵便（レタックス）	18,944	H30/5/25	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
10	電話代(5月分)	15,145	H30/5/28	西日本電信電話㈱	石川県金沢市出羽町4-1NTT出羽町ﾋﾞﾙ	
11	後納郵便（レタックス）	21,312	H30/6/21	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
12	電話代(6月分)	14,288	H30/6/29	西日本電信電話㈱	石川県金沢市出羽町4-1NTT出羽町ﾋﾞﾙ	
13	後納郵便（レタックス）	17,760	H30/7/13	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
14	電話代(7月分)	14,700	H30/7/25	西日本電信電話㈱	石川県金沢市出羽町4-1NTT出羽町ﾋﾞﾙ	
15	後納郵便（レタックス）	17,444	H30/8/15	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
	この頁の小計	276,871				

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
16	電話代(8月分)	22,118	H30/8/30	西日本電信電話㈱	石川県金沢市出羽町4-1NTT出羽町ﾋﾞﾙ	
17	後納郵便（レタックス）	15,984	H30/9/14	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
18	電話代(9月分)	27,697	H30/9/19	西日本電信電話㈱	石川県金沢市出羽町4-1NTT出羽町ﾋﾞﾙ	
19	後納郵便（レタックス）	14,538	H30/10/26	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
20	電話代(10月分)	53,738	H30/10/29	西日本電信電話㈱	石川県金沢市出羽町4-1NTT出羽町ﾋﾞﾙ	
21	後納郵便（レタックス）	25,524	H30/11/19	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
22	電話代(11月分)	38,204	H30/11/22	西日本電信電話㈱	石川県金沢市出羽町4-1NTT出羽町ﾋﾞﾙ	
23	後納郵便（レタックス）	13,478	H30/12/14	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
24	電話代(12月分)	18,058	H30/12/26	西日本電信電話㈱	石川県金沢市出羽町4-1NTT出羽町ﾋﾞﾙ	
25	政治資金監査報酬	37,800	H30/5/24	(税)波多野ｱﾝﾄﾞﾊﾟｰﾄﾅｰｽﾞ会計事務所	長崎県長崎市万才町6-35-2F	
26						
	この頁の小計	267,139				
	その他の支出	143,570				
	合計	687,580				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	旅客運賃	11,100	H30/9/7	九州商船㈱	長崎県長崎市元船町16-12	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	11,100				
	その他の支出	32,170				
	合計	43,270				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					行事・会議費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	郵送料	214,348	H30/1/15	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
2	郵送料	143,746	H30/1/17	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
3	封筒印刷代	37,800	H30/1/31	㈲出島印刷所	長崎県長崎市常磐町1-54	
4	会合費	723,318	H30/2/26	諫早観光ﾎﾃﾙ道具屋	長崎県諫早市金谷町8-7	
5	会合費	1,862,815	H30/2/26	ホテルニュー長崎	長崎県長崎市大黒町14-5	
6	後納郵便	85,624	H30/2/26	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
7	看板代	103,680	H30/2/26	ｲﾁｮｳﾔ美術造型社	長崎県長崎市小江町1870-1	
8	印刷代	58,622	H30/2/28	㈱ｲﾝﾃｯｸｽ	長崎県長崎市幸町6-3	
9	会議費	11,350	H30/5/8	ホテルニュータンダ	長崎県長崎市常磐町2-24	
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	3,241,303				
	その他の支出	19,833				
	合計	3,261,136				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		3．機関紙誌の発行事業費	
					機関誌	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	封筒印刷代	43,200	H30/5/14	㈱ｲﾝﾃｯｸｽ	長崎県長崎市幸町6-3	
2	郵送料	331,274	H30/5/25	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
3	国会だより印刷代	108,000	H30/5/29	ﾄｯﾌﾟｱｰﾄ紙工印刷㈲	長崎県長崎市畝刈町331-1	
4	封筒印刷代	85,320	H30/8/30	（株）インテックス	長崎県長崎市幸町６－３	
5	国会だより第2号印刷代	136,080	H30/11/6	ﾄｯﾌﾟｱｰﾄ紙工印刷㈲	長崎県長崎市畝刈町331-1	
6	郵送料	331,931	H30/11/19	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,035,805				
	その他の支出	6,132				
	合計	1,041,937				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					宣伝費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	ポスター掲示用プラスチック板	76,788	H30/8/24	ｲﾁｮｳﾔ美術造型社	長崎県長崎市小江町1870-ｲ	
2	ポスター・広報板シール	328,320	H30/8/30	(株)インテックス	長崎県長崎市幸町６－３	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	405,108				
	その他の支出	10,800				
	合計	415,908				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和元年5月31日

政治団体の名称　西岡秀子後援会

会計責任者の氏名　一ノ瀬　浩史　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成31年5月27日

西岡秀子後援会
代表　横山　哲夫　殿

登録政治資金監査人　田島清志
登　録　番　号　第　３４２４　号
研修修了年月日　平成22年3月5日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、西岡秀子後援会の平成３０年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、西岡秀子後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

西岡秀子後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、西岡秀子後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上